

I 「電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート(案)」関係

■ 意見募集期間 : 令和2年7月9日(木)から令和2年8月7日(金)まで

■ 意見提出数 : 8件 (法人:7件、個人:1件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

1	個人
2	楽天モバイル株式会社
3	日本電信電話株式会社
4	株式会社オプテージ
5	東日本電信電話株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	西日本電信電話株式会社
8	KDDI株式会社

**「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート（案）」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場内における事業者間の競争や利用者利益の保護に着目し、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組が、他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点にも着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要。また、現行の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証すべき。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しております。ユーザが通信に求める価値観の変化等を踏まえ、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G を通じて、異業種も含めた様々なプレイヤーが情報通信市場に相次いで新規参入しているところです。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、遠隔教育やテレワーク、オンライン診療等、他の産業分野の活動を支える通信サービスが広く利用されるようになりました。アフターコロナの時代には、リモート型社会が定着し、これまでの想定よりも早期に、通信と他の産業が結びついていくことになると考えます。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイ</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

ヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。

そのため、政府においては、情報通信市場内における事業者間の競争や利用者利益の保護に着目することに加えて、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点にも着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要であり、そうした市場の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押ししたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルールや移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直しいただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォン・タブレットの普及、無料通話アプリの台頭等により、産業構造の変容やライフスタイルの様々な変化が起こる中で、利用者の選好の中心はコンテンツやアプリケーション、端末に移行し、固定や無線といった通信サービスの区分を意識することは少なくなっています。

また、通信サービスの活用は、現時点、遠隔教育やテレワーク、オンライン診療等、様々な産業分野に拡大しており、更に、5G・IoT・ビッグデータ・AI といった技術が具体的なサービスとして広く実用化されることで、あらゆる産業分野にその活用が拡がるのが想定されます。

こうした中、情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進させ、あらゆる産業分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることにより、日本経済の活性化、国民生活の利便性の向上、人口減少・災害等の深刻化する社会的課題の解決等を可能とする Society5.0 等の実現が求められています。

そのため、政府においては、情報通信市場内における事業者間の競争を通じた利用者利益の保護に着目することに加え、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献していくかについても着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要であり、そうした市場の成長・発展に資する取組みを後押ししたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制

<p>やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見0-2 どのような状態であれば公正な競争環境が確保され、自由競争が有効に機能している状態と見るのか等について具体的な判断指標を明確にした上で、分析・検証してほしい。さらに、NTTグループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況についても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTTドコモとNTT東西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大することが必要。NTT東西が公社時代の資産をNTTグループ全体の利益最大化のために他分野の事業用途に優先利用することが、電気通信事業分野における競争事業者の事業展開に影響を及ぼしていないか等についても分析・検証が必要。また、NTT東西が、ボトルネック設備を保有し固定系通信市場における独占的な立場を利用して、製造業者に対して不当な規律・干渉を行うことがないか、継続的な検証が必要。</p>	<p>考え方0-2</p>	
<p>これまでの電気通信事業分野における市場検証は、平成26年12月の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」情報通信審議会答申（以下、2020答申）において示された「自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、<略>市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させる」との方向性に基づき策定された基本方針の下、進められてきました。</p> <p>令和元年度以降の検証において、新たに『電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）』が策定されましたが、<u>本市場検証の趣旨はこれまでと変わりがないものと認識しております。</u></p> <p>今般、当該方針に基づき、令和元年度の市場動向の分析が、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や事業者・利用者へのアンケート、事業者へのヒアリング等により得られた広範な各種データ等を基に行われたところですが、これまで累次の公正競争を確保するための各種施策を踏まえ、<u>どのような状態であれば公正な競争環境が確保され、自由競争が有効に機能している状態とみるのかなどについて具体的な判断指標を明確にしたうえで、分析・検証していただきたいと考えております。</u></p> <p>例えば、FTTH市場の市場検証において消費者へのアンケートが実施されていますが、なぜそのような設問により検証をすることに至ったのか、また、どのような要因と因果関係があり、そのようなアンケート結果となったのか等、具体的な内容は不明なまま「携帯電話サービスとのセット割」の存在やスイッチングコスト（事務手続の面倒</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

等)の存在により最適なサービスを選択できていない等の一面のアンケート結果のみを捉えて、規制の必要性があるかのように「今後取組むべき課題等」としてまとめられています。

固定通信分野では、加入光ファイバ等の設備にボトルネック性があることに着目し、接続料や接続条件の公平性、透明性等を確保するための接続制度(第一種指定設備制度)が整備されるとともに、政策的にサービス卸が導入されたことで、自己設置・接続に加え、卸での新規参入を促し、市場全体の中でサービスの多様性を確保する施策が打ち出されてきました。

本来は、こうした FTTH 市場に対して取られてきた累次の施策によって、お客様に様々な選択肢を提供し、お客様の利便性向上という政策目的が達成できているのかを確認し、仮に達成できていないのであれば、何が課題でどのような原因が想定されるのか等、調査目的を定め、分析・検証していくことが重要であると考えます。

5G/IoT 時代に向けて、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモが NTT グループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業(資本系列外)と産業横断的に取引関係を強化していくことが考えられることから、今後の市場分析・検証にあたっては、非電気通信事業者(NTT グループ内/外問わず)との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきであり、これらの検証の結果、グループ内外との企業との連携が公正競争に広く影響を及ぼす恐れがある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引にも拡大する必要があると考えます。

例えば、NTT が 2030 年度までに自前の送電網を整備し、再生可能エネルギー事業に本格参入する旨の報道がなされています。エネルギー事業を統括する NTT アノードエナジーが中核となり発電事業を拡大し、全国約 7,300 の NTT 東・西の電話局を「ミニ発電所」と見立て再生エネルギーの受け皿となる蓄電池を配備するほか、洋上風力発電の整備も備えるというものです。

一方、電気通信事業分野では、5G 時代においては、低遅延サービスの実現のためエッジコンピューティング技術を用い、端末に近いキャリア設備(局舎等)へのサーバ等の設置(コロケーション)が必要となると考えられることから、全国規模の NTT 東・西の局舎リソースの重要性が増大し、5G 時代における競争力の源泉となる可能性があります。

政府出資の NTT 東・西は電電公社の独占時代より全国津々浦々の局舎を保持していますが、競争事業者がこれと同等の設備を一から構築することは困難です。NTT 東・西が、電気通信事業を行うことを目的として継承した公社時代の国民的資産を、NTT グル

ープ全体の利益最大化のために他分野の事業用途に優先利用することが、電気通信事業分野における競争事業者の事業展開に影響を及ぼしていないかなどについても分析・検証が必要であると考えます。

また、NTTは2030年頃、光技術で既存技術の100倍規模のデータ伝送容量、低遅延の能力の実用化を目指すIOWN構想を推進するため、国内外の様々な業種の企業と業務提携や資本提携等を進めておりますが、これらの相手先には電気通信設備の製造業者も含まれております。

現在、IOWN構想の中核企業に位置するNTT東・西には、禁止行為規制が課されており、電気通信設備の製造業者若しくは販売業者への不当な規律・干渉が禁止されています（電気通信事業法第30条第4項第3号）。今後、IOWN構想等を実現していく中で、ボトルネック設備を保有し固定系通信市場における独占的な立場を利用して、製造業者に対して不当な規律・干渉を行うことが無いか、継続的な検証が必要になると考えます。

なお、今後の検証においては、固定系・移動系両通信市場でそれぞれ支配的事業者であるNTT東・西とNTTドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資のNTTのグループドミナンス（総合的事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、分析と評価を慎重に進めていただきたいと考えます。

【KDDI株式会社】

1. 電気通信市場の分析

1-1 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1-1 移動系通信市場における競争状況の評価の記載について、文章の追記を要望。	考え方1-1-1	
第1編 電気通信市場の分析 第1章 移動系通信 第1節 移動系通信市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P.17 ②市場シェア 2019年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（最終利用者への提供に係	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート」（第3編2）に記載のとおり、移動系通信市場において、「MVNOのシェアは、引き続き増加傾向にある。」と評価しております。 ・なお、昨年度の年次レポートでは、サブ 	無

<p>るもの)は、NTT ドコモが 37.3% (前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.6 ポイント)、KDDI グループが 27.6% (前期比▲0.1 ポイント、前年同期比+0.2 ポイント)、ソフトバンクグループが 21.8% (前期比±0 ポイント、前年同期比▲0.9 ポイント)、MVNO が 13.2 (前期比+0.3 ポイント、前年同期比+1.3 ポイント) となっている。HHI は 2,807 (前期比▲10、前年同期比▲40) となっている (図表 I-10 参照)。</p> <p><意見> 昨年度取りまとめられた「電気通信事業分野における市場検証 (平成 30 年度) 年次レポート」第 3 編 2 「移動系通信に関する市場の検証」(1)「検証結果」において MVNO のシェアが上昇していること等を踏まえ、以下のとおり記載されています。</p> <p>「MVNO のシェアは 3 年前と比較して 3.8 ポイント増加しており、また、KDDI グループ契約数に占める UQ コミュニケーションズの割合や、ソフトバンクグループにおけるワイモバイルの割合も増加していることも踏まえると、サブブランド・MVNO も含めた競争が一定程度進展しているとも考えられる。」</p> <p>2019 年度も前年度同様に HHI は低下し、かつ MVNO のシェア・利用率が上昇している傾向は変わっていません。従って、昨年度と同様に、「サブブランド・MVNO も含めた競争が一定程度進展しているとも考えられる。」と評価される状況は変わらないため、下記修正案のとおり、文章の追記を要望します。</p> <p>【修正案】 昨年度に引き続き、HHI の低下及び MVNO サービス利用率の上昇がみられることから、移動系通信市場における MVNO や MNO のサブブランドも含めた競争が進展しているといえる。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ブランド・MVNO も含めた競争が一定程度進展しているとも考えられるとしつつも、MNO・MVNO 間の代替性の程度は利用者によって異なり、あらゆる利用者が MNO・MVNO 間の競争による利益を享受できるかは疑問であるなどとし、MVNO や MNO のサブブランドも含めた競争が進展しているという断定的な評価ではありません。</p>	
<p>意見 1-1-2 MNP に係る対策を速やかに講じるべき。</p>	<p>考え方 1-1-2</p>	
<p>第 1 章 移動系通信 第 1 節 移動系通信市場 (小売市場) 1 競争状況等に係る分析 (1) 移動系通信市場 ③MNP の利用状況</p> <p><意見> 「携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」(2018 年 8 月)によりウェブによる MNP の実施を義務付けられましたが、MNP の理由の入力や手続に必要な画面遷移が多い等の煩瑣な手続、オンライン以外の窓口への誘導、受付時間の</p>	<p>・MNPに関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>制限、一部の事業者における番号取得までの所要時間等が依然として事業者の乗換えコストとなっています。</p> <p>また、店頭や電話で MNP 手続を行う利用者に関しても、電話のつながりにくさや事業者による過度な引止めが乗換えコストとなっています。</p> <p>加えて、MNP 手続には一定の金銭的コストがかかりますが、OECD 加盟国の 8 割では利用者負担をなくしています。現在利用者負担が残っているドイツ等の国でも 2020 年 12 月を期限に見直しを予定していることで、いまや MNP に際し 1 千円以上の利用者負担をさせる国はなくなりつつあります。これら諸外国では、費用を広く全利用者が負担することによる競争活性化を促しています。</p> <p>さらに、同ガイドラインには「おって、一の販売店（代理店を含む。）において番号ポータビリティに係る利用手続の全てを完了できる可能性についても引き続き検討すること。」とありますが、いまだ実現に至っておりません。</p> <p>利用者の利便性の確保、自由なサービス選択等の利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進する観点から、速やかに以下の対策を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オンラインでの 24 時間 MNP 予約番号払出しの義務化 ➤ 店頭・電話での MNP 予約番号の無条件払出しの義務化 ➤ 利用者負担の無償化 ➤ ワンストップ化の実現 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-3 SIM ロックの禁止に至る当面の措置として、速やかに対策を講じるべき。</p>	<p>考え方 1-1-3</p>	
<p>第 1 編電気通信市場の分析 第 1 章 移動系通信 第 1 節 移動系通信市場（小売市場） 2 利用者の動向等に係る分析 ③ 携帯電話端末の利用状況等 カ SIM ロック解除の利用状況等</p> <p><意見> 2019 年度において発売された端末の種別全てが SIM ロック解除可能な端末又は SIM フリー端末となった一方で、「既に活用した」割合は、2016 年度以降毎年微増しているものの、2019 年度も 9.7%と 1 桁台に留まっており、「今後活用してみたい」の割合に比べ活用が進んでいない状況が伺えます。</p> <p>この一因として、NTT ドコモを除く各社では未だ、SIM ロック解除の受付時間帯が限定され、日本におけるインターネット利用のピーク時間帯である 22 時台を含む、夜間の受付を停止していることが挙げられます。SIM ロック解除を夜間受付できない合理</p>	<p>・SIMロック解除に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>的理由はなく、早急に 24 時間受付を開始すべきと考えます。</p> <p>割賦代金の不払いなどの不正な行為を防止する目的で販売等する端末に SIM ロックをかけることは、事業者にとっての便益を目的としたものです。よって、事業者変更時や海外旅行時等において SIM を自由に交換できないこと、SIM ロック解除時の手間・費用等の負担を利用者に強いるべきではないと考えております。</p> <p>一方で米国のベライゾン社では、利用者における購入・アクティベーションから 60 日後に、iOS/Android を問わずスマートフォン全般について SIM ロックを自動解除する仕組みを 2019 年 7 月より導入しております。利用者負担なく SIM ロックを解除する仕組みとして、日本でも早急に導入すべきと考えます。</p> <p>事業者間の競争条件等を適正化し、利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進する観点から、SIM ロックは本来禁止されるべきものです。禁止に至る当面の措置として、速やかに以下のような対策を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一定期間経過後における自動解除の義務化 ➤ 原則 24 時間オンライン受付の義務化 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
--	--	--

1-2 固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-2-1 FTTH 項に各社が測定している上り／下りの平均実効通信速度も卸をする業者、卸を受けている業者に分けて提示すべき。</p>	<p>考え方 1-2-1</p>	
<p>意見；年次レポートの固定通信、FTTH 項に、最大通信速度だけではなく、各社が測定している、上り／下りの月間（または年間）平均実効通信速度も、卸をする業者、卸を受けている業者、に分けて提示すべきです。（移動では、実効通信データが提示されています。MVNO の田舎では、MNO と比べて劣らないデータ提示も必要。）</p> <p>理由：近年、FTTH サービスの実際通信速度が、1 Gbps 最大メニューで 50-250Mbps に落ち込んでいます。5 年前は、500-600Mbps でした、あまりにも落ち込みが大きいです。ユーザからの意見で、満足が多数だから、速度落ち込みを問題にしない、それは行政正義ではないです。設備投資がされていないから、輻輳で速度が下がっていないか？卸値が安値で投資できないのか？エンドユーザ料金は、下がっていない、でも、光コラボ多数業者が儲けているのか？公正な判断をするためにも、データの公開は必要です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-2-2 光コラボサービスにおける NTT 東西の卸料金については、料金の適正性がより納得感ある形で「卸」を利用する事業者を示されるよう、より厳格な検</p>	<p>考え方 1-2-2</p>	

<p>証を行うことが必要。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第1節 固定系ブロードバンド市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P. 88 (3) FTTH 市場（小売市場） ①市場規模（契約数） イ 提供形態別契約数等 【図表Ⅱ-17】 FTTH の提供形態別の事業者数の推移 P. 91 ②市場シェア ア 契約数シェア 【図表Ⅱ-21】 FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェアの推移</p> <p><意見> FTTH 市場（小売市場）での東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東日本殿」）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 西日本殿」）（以下、NTT 東日本殿及びNTT 西日本殿を合わせて「NTT 東西殿」）の光コラボサービスのシェアは 41.9%を占めており、その利用事業者も 768 社を超えているため、NTT 東西殿の卸役務の重要性はこれまで以上に高まっています。</p> <p>現在、「接続料算定等に関する研究会」において卸役務に対する料金に関する検証等が議論されていますが、光コラボサービスが独占的な地位を占める NTT 東西殿（全国設備シェア 76.1%）により提供されている点や殆どの事業者が接続ではなく「卸」での利用を選択している点からすると同研究会が示す検証の在り方が今後の FTTH 市場に与える影響は非常に大きいものと考えます。</p> <p>つきましては、光コラボサービスにおける NTT 東西殿の卸料金については、料金の適正性がより納得感ある形で「卸」を利用する事業者に示されるよう、より厳格な検証を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・御意見にもあるとおり、光コラボサービス（光サービス卸）も含めた卸電気通信役務の料金について、「接続料の算定等に関する研究会」において議論が行われているところであり、この議論を踏まえて対応していくことが適切であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-2-3 NTT 東西の FTTH 市場における市場支配力が NTT ドコモに移転していないかという観点から重点的に分析・検証すべき。</p>	<p>考え方 1-2-3</p>	<p></p>
<p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第2節 FTTH 市場（卸売市場） 2 サービス卸の提供状況等 ③ サービス卸の契約数シェア等</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>P. 122</p> <p>2019 年度末時点において、サービス卸の契約数全体（1,389 万）における NTT グループの契約数（725 万）の割合は 52.2%（前期比±0 ポイント、前年同期比+0.1 ポイント）となっている。</p> <p>事業者形態別でみると、MNO（NTT ドコモ及びソフトバンク）の契約数（1,016 万）が 72.8%（前期比+0.1 ポイント、前年同期比+0.6 ポイント）、次いで ISP の契約数（265 万）が 19.1%（前期比▲0.5 ポイント、前年同期比▲0.8 ポイント）となっており、MNO の比率が継続的に高まっている。</p> <p><意見></p> <p>ボトルネック設備を保有する卸元の NTT 東・西のグループ会社である NTT ドコモ（ドコモ光）について、NTT 東・西の FTTH 市場における市場支配力が NTT ドコモに移転していないかの観点で重点的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>○世帯の光化が進展していく中で、NTT 東・西の顧客基盤がドコモ光に移行し、NTT 東・西の市場支配力が NTT ドコモに移転していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツからの転用による NTT ドコモへの移行件数の推移 ・ ドコモ光のシェアの推移 <p>○NTT 東・西がサービス卸を提供する中で、NTT ドコモに対する優遇が生じていないか。</p> <p>○NTT 東・西と NTT ドコモの共同営業が現行の禁止行為規制に抵触していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東・西と NTT ドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p>○NTT 東・西と NTT ドコモの関係強化が市場に悪影響を及ぼしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH 小売市場におけるドコモ光シェアの推移 ・ 1992 年の NTT ドコモの分離実施要件の履行状況 ・ NTT 東・西と NTT ドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 1-2-4 サービス卸の契約数シェアについて追記を希望。</p>	<p>考え方 1-2-4</p>	
<p>第 1 編 電気通信市場の分析 第 2 章 固定系データ通信 第 2 節 FTTH 市場（卸売市場） 2 サービス卸の提供状況等 P. 122 注：「その他」に分類される事業者においても「NTT グループ」に該当する事業者は存在する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸契約数が 3 万未満である卸先事業者は「その他」に分類することとしております。 ・ なお、卸契約数が 3 万未満である卸先事業者における個別の卸契約数は把握できず、卸契約数が 3 万未満であるも 	<p>無</p>

<p><意見> 個別の卸契約数把握が不可なことを理由に NTT グループの一部が「その他」に分類されていますが、本レポートの透明性を可能な限り高めるべく、「その他」に分類される事業者の中で「NTT グループ」に該当する事業者数を明らかにすべきです。 従って、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 注：「その他」に分類される事業者においても「NTT グループ」に該当する事業者は●社存在する。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>のの一定の卸契約数を有する事業者なのか、卸契約数が僅少である事業者なのかを判別できないため、こうした事業者をいずれも1社として同列には扱えないものと考えます。</p>	
--	--	--

1-3 固定系音声通信

意見 1-3-1 GC/IC 接続料について、次期モデルでは IP-LRIC モデルによる算定を実施すべき。	考え方 1-3-1	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第3章 固定系音声通信 第1節 固定電話市場 1 競争状況等に係る分析 P. 139 イ 固定電話に係る接続料 NTT 東西の GC 接続⁵⁵ 又は IC 接続⁵⁶ による接続料は、2006 年度以降低下傾向にあったが、2012 年度以降はおおむね上昇傾向となっている（図表Ⅲ-8 参照）。</p> <p><意見> NTT 東西殿の GC 接続又は IC 接続による接続料は長期増分費用方式（LRIC）で算定されていますが年々上昇しており、2020 年度の IC 接続料は3分 8.71 円となっています。一方、NTT 東西殿は IP 網へ移行後のメタル IP 電話のユーザ向け通話料金について、距離によらず全国一律3分 8.5 円とする方針を公表していますが、IC 接続料金は現状で既に3分 8.5 円を上回っています。現行の LRIC 8 次モデルが適用される 2019～2021 年度は、価格圧搾のおそれが生じない限り PSTN-LRIC モデルによって算定されますが、LRIC モデルの基本的な考えである「現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合のコストを算定する」という理念を踏まえれば、次期モデルでは IP-LRIC モデルによる算定を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ GC/IC接続料に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
意見 1-3-2 ドライカップ接続料について、接続料水準に大きく影響する要因等	考え方 1-3-2	

<p>は、その事実が明らかになった時点で速やかに接続事業者の開示してほしい。また、今後の接続料水準の見通しは、NTT 東西による中長期的な接続料の見通しの提示も併せて要望。</p>		
<p>第1 電気通信市場の分析 第3 固定系音声通信 第1 固定電話市場 1 競争状況等に係る分析 P. 139 (1) 固定電話市場 ③ 料金等 イ 固定電話に係る接続料 NTT 東西のメタル加入者回線の接続料については、2020 年度は約 1,400 円台後半から 1,500 円台前半となっている（図表Ⅲ－9 参照）。</p> <p><意見> ドライカップ接続料については、依然として接続料の変動が激しく（過去 5 年間で -9%～12%）、NTT 東日本殿と NTT 西日本殿で傾向も異なる（2020 年度は NTT 東日本殿 -26 円-2%、NTT 西日本殿+56 円+4%）など短期的にも中期的にもその水準を想定することが困難な状況です。</p> <p>一方で、接続事業者がお客様に提供するサービスはお客様の切り替えスケジュールや代替サービスの用意などにも影響されることから短期間でサービスを移行させることが困難であり、接続料の変動が接続事業者に与える影響は甚大です。</p> <p>そのため、接続料水準に大きく影響する要因（大幅な需要減や大規模災害対応等に伴う予想外の支出、会計処理等）等は毎年度末に実施される説明会を待たずに、その事実が明らかになった時点で速やかに接続事業者の開示して頂きたいと考えます。</p> <p>また、今後の接続料水準の見通しは、接続事業者がサービスの移行を計画する上で重要な情報であるため、NTT 東西殿による中長期的な接続料の見通しの提示も併せて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・通常予想される傾向と全く異なる接続料の変動が生じる可能性がある場合には、毎年度開催される説明会に限らず、NTT東日本・西日本から接続事業者に対するできる限り早期の情報開示が行われることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

1-4 法人向けネットワーク

（該当意見なし。）

1-5 IoT向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

<p>意見1-5-1 競争状況の評価に当たっては、セルラーLPWAはきわめて重要性が高い通信手段であることや、IoT向け通信サービス市場において、MNOとMNO以外の電気通信事業者との間で、5Gサービスも含めた同等のIoT向け通信サービスが実現できることが重要であることに留意した上、引き続き実態の調査をすることが重要。</p>	<p>考え方1-5-1</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第5章 IoT向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理 2 競争状況の評価に向けた考え方の整理 (略)</p> <p>事業者ヒアリングにおいて、一部のMNOからは、セルラーLPWAとアンライセンスLPWAは類似サービスであり、競争関係にあるとの指摘がなされた(アンライセンスLPWA提供事業者からも、当該事業者が提供するサービス(LPガスの自動検針、水位監視等)はセルラーLPWAでの代替が可能であるとの見解が示されている。)。他方で、セルラーLPWAとアンライセンスLPWAの間には、技術面等で様々な違いが指摘されているところであり、アンライセンスLPWAの提供状況等について引き続き情報収集を行うとともに、「移動系通信市場」に含まれる「IoT向け通信サービス」との代替性について検証を行う必要があると考えられる。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争状況の評価に当たっては、以下の点にご留意いただいた上、引き続き実態の調査をすることが重要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・セルラーLPWAはエリアカバーに優れており、ライセンスバンドであるため混信が少ないといった特徴があり、お客様の多様なニーズに対応したサービスを提供するためには、きわめて重要性が高い通信手段であること ・これまでのスマートフォン向け通信市場では多くのMVNOをMNO等との間で競争が活性化し、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益も向上してきたと考えられるところ、IoT向け通信サービス市場においても競争を活性化させるためには、MNOとMNO以外の電気通信事業者との間で、5Gサービスも含めた同等のIoT向け通信サービスが実現できることが重要であること。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-5-2 特にIoT分野では、通信レイヤー以外の事業者が電気通信事業者へ与える影響の分析も必要。また、電気通信事業者から通信レイヤー以外の事業者への影響に関しては、電気通信事業法第30条に定める禁止行為規制の規定に基づき、支配的事業者による製造業者等への不当な干渉の有無等について、IoT市場を含め引き続きモニタリングすべき。</p>	<p>考え方1-5-2</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第5章 IoT向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>2 競争状況の評価に向けた考え方の整理 P. 157</p> <p>上記を前提とすれば、通信事業者が、自社の提供する「IoT 向け通信サービス」の取引を拡大する上では、通信レイヤー以外の事業者（で IoT サービスの利用者に訴求力のあるサービスを提供する者）と連携することが非常に重要であると考えられる。</p> <p><意見></p> <p>「市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等」を図るという市場検証会議の目的達成には、通信レイヤー以外の事業者が通信市場に与える影響を把握することも重要です。</p> <p>特に IoT 分野では、サービス提供にあたりデバイスやプラットフォーム等の制約を受けることも多いため、製造業者やプラットフォーム事業者等通信レイヤー以外の事業者（うち、特に IoT サービスの利用者に訴求力のあるサービスを提供する者）が電気通信事業者へ与える影響の分析も必要と考えます。</p> <p>また、逆に、電気通信事業者から通信レイヤー以外の事業者への影響に関しては、電気通信事業法第 30 条に定める禁止行為規制の規定に基づき、支配的事業者による製造業者等への不当な干渉の有無等について、IoT 市場を含め引き続きモニタリングすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-5-3 公社時代からの特殊性により全国で強い営業基盤を持つ NTT 東西がローカル 5G と各種サービスを組み合わせて提供することで、今後 IoT 分野についてより優位な立場を得ることが想定される。令和 2 年度のレポートにおいては、この点についても留意して検証すべき。</p>	<p>考え方 1-5-3</p>	
<p>第 1 編 電気通信市場の分析 第 5 章 IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理 2 競争状況の評価に向けた考え方の整理 P. 157</p> <p>また、この点に関連して、NTT グループは、公社時代からの資産等を背景に、通信レイヤー以外の事業者との連携において優位な立場にあるのではないかという指摘が一部事業者からなされたところである。</p> <p><意見></p> <p>電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度） P.2 に「IoT 向け通信サービスは、現時点において黎明期にあり、特に 5G 導入により競争環境に大きな変化が生じるものと考えられる」と記載されているとおり、5G は IoT の重要な基盤となります。そのような中、公社時代からの特殊性により全国で強い営業基盤を持つ NTT 東西殿がローカル 5G と各種サービスを組み合わせて提供することで、今後 IoT</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

分野についてより優位な立場を得ることが想定されます。令和2年度のレポートにおいては、この点についても留意して検証すべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1-1 光サービス卸の提供料金について、今後、卸先事業者の個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、スタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。</p>	<p>考え方2-1-1</p>	
<p>第1節 NTT東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果 2 NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果（概要） （中略）加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認できなかった。 ー サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの （後略）</p> <p><意見> 通信事業者以外の事業者を含む、様々なプレイヤーに光サービス卸を活用いただくにあたり、当社として、当該プレイヤーの販売やオペレーション、新たなビジネスモデルの検討など、様々な支援を行ってまいりました。 光サービス卸の提供料金については、当社はこれまで2度に亘り値下げを行っておりますが、今後、卸先事業者の個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>・NTT東西の提供するサービス卸は、これに多くのFTTH事業者が依存している現況も踏まえ、その提供条件等について引き続き注視する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

(該当意見なし。)

2-3 市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

(該当意見なし。)

3. 電気通信市場の検証

3-1 固定系通信に関する市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1-1 「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況にあるため、2者のMNOの勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。</p>	<p>考え方3-1-1</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 (略) FTTH市場におけるMNO2者(NTTドコモ及びソフトバンク)の小売シェアは30.7%(前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.7ポイント)、NTT東西のサービス卸契約数におけるMNO2者のシェアは72.8%(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.6ポイント)となっており、依然として小売シェアを伸ばしている。他方、今年度の利用者アンケートにおける総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO系光コラボ利用者の満足度がその他のFTTH利用者の満足度を大きく上回っているという結果は確認できなかった。したがって、FTTHの小売市場において、MNO系光コラボのシェアが高まっているのは、FTTHサービス自体の料金や品質の優位性以外によるものであると考えられる。 (略) FTTHサービスの選択の場面において、「携帯電話サービスとのセット割」の存在が強い訴求力を有していることがうかがえる結果となった。</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が700 者を超えるにも関わらず、サービス卸における2 者のMNO の純増シェア比率は継続的に約8 割程度を維持しており、さらには、事業者形態別契約数シェアでは2 者のMNO の割合は約7 割となっています。 ・これに加えて、FTTH の提供形態別の契約数の推移では、2018 年度第1 四半期に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 ・このような状況が継続すれば、設備競争事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者が淘汰され、NTT が設備を独占するようになるのは明らかです。 ・2 者のMNO の勧誘方法や「携帯電話サービスとのセット割」の態様等が公正な競争が阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-1-2 FTTH アクセスサービスは、お客様はコンテンツやアプリケーション等に加え、付加価値サービスやモバイルサービスとのセット料金等も含めた観点からサービスを選択しており、当社のFTTH アクセスサービスは、ネットワークサービスと端末が完全に分離して提供され、お客様が自由にサービスを選択していると考え。また、契約内容をお客様ご自身で確認できる取組を実施しているとともに、工事に係るお客様負担の軽減に引き続き取り組む。</p>	<p>考え方3-1-2</p>	
<p>1 固定系通信に関する市場の検証</p> <p>(1) 検証結果</p> <p>(中略) スイッチングコスト(事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等)の存在により、自らにとって最適なサービスを選択できていない者が一定程度存在していることがうかがえる結果となった。</p> <p>また、固定ブロードバンドサービスの利用契約において期間拘束が付されている場合があることについての認識、及び、自身が加入しているプランが期間拘束契約かどうかについての認識について質問したところ、FTTH 利用者のうち約半数の者が、「期間拘束契約を知らない」又は「期間拘束契約を知っているが、自分の契約しているプランが期間拘束契約かはわからない」と回答しているところである。期間拘束契約の有無を含め、利用者が固定ブロードバンドサービスの契約内容について把握できていない可能性がある。</p> <p>1 固定系通信に関する市場の検証</p> <p>(2) 今後取組むべき課題等</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>(中略) 各種のスイッチングコスト(事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等)の存在が利用者の選択(再選択)に与える影響について把握・分析する必要がある。(後略)</p> <p><意見></p> <p>FTTH アクセスサービスは、各事業者が提供するサービスの通信速度や料金が横並びとなってきた中、お客様は、コンテンツやアプリケーション等に加え、電気・保険等の付加価値サービスやモバイルサービスとのセット料金等も含めた観点からサービスを選択いただいているものと考えています。</p> <p>さらに、モバイルサービスは、2019年の電気通信事業法改正前まで、端末の分割代金をネットワークサービスの料金から割引くことにより、ほとんどの契約者がそうした割引契約を選択していた一方、当社のFTTH アクセスサービスは、ネットワークサービスと端末が完全に分離して提供され、期間拘束契約を選択されないお客様が一定数存在していることから、お客様が自由にサービスを選択いただいているものと考えています。</p> <p>なお、当社は、「ご利用料金のご案内(料金請求書、インターネットを利用した@Billing/My Billing)」へ契約割引サービス名および割引額を記載するとともに、解約金が不要な期間を2か月間設け、割引期間が終わる2か月前までにお客様へメールまたは書面でお知らせする等、契約内容をお客様ご自身で確認いただける取り組みを実施しています。</p> <p>工事費は、工事に要する稼働等に係る費用をご負担いただいているものであり、お客様のご要望に応じて一括払いまたは分割払いのいずれかを選択いただいています。なお、一括・分割どちらのお支払いであっても、ご負担いただく工事費は同額となっています。</p> <p>なお、既設の光回線の引込線・光屋内配線等の有効活用や、曲げに強く柔軟性がある光ケーブル等を用いた施工による工事稼働の削減等、工事に係るお客様負担の軽減に、引き続き取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見3-1-3 FTTH市場においては、卸・自己設置・接続の3つの提供形態について、バランスよく競争促進していくことが肝要。また、各種スイッチングコストが利用者の選択に与える影響について把握・分析する必要があると示されたところ、利用者の意向による適正な継続利用と、利用者意向に沿わない不当な囲い込みは区別して検証することを要望。</p>	<p>考え方3-1-3</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>上記のとおり、設備ベースで見れば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況である。引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。</p> <p>また、令和元年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなった。令和元年度の市場検証においては、「事業者変更」の開始によって固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかった（利用者における「事業者変更」の認知度も低調であった。）が、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視する必要がある。</p> <p>このほか、今年度の利用者アンケートにおいては、一部の利用者において、FTTH サービスの選択に当たり、携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在が利用者の選択（再選択）に与える影響について把握・分析する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTH の設備面における NTT 東西の大きな存在感に対し、引続き競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視することに賛同いたします。 ・また FTTH 小売市場におけるサービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視することに賛同いたします。特に、FTTH 市場においては、卸・自己設置・接続の3つの提供形態について、バランスよく競争促進していくことが肝要と考えます。 ・このほか、各種スイッチングコストが利用者の選択に与える影響について把握・分析する必要があると示されたところ、弊社ではサービス品質の向上やサポート拡充等、快適で安心してご利用いただくための取り組みを推進しています。その結果、弊社利用者への調査結果では、CS（顧客満足度）、NPS（顧客推奨度）のスコアは長期利用者の方が高まる傾向にあります。このように利用者の意向による適正な継続利用と、利用者意向に沿わない不当な囲い込みは区別して検証いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-1-4 NTT グループの共同調達について、共同調達指針の遵守状況は第三者による検証可能性の確保に加え、市場検証会議での議論は非常に重要。</p>	<p>考え方3-1-4</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていた</p>	<p>無</p>

<p>1 固定系通信に関する市場の検証 P. 173 (2) 今後取組むべき課題等 上記のとおり、設備ベースで見れば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況である。引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。</p> <p><意見> 第 18 回市場検証会議における、以下のご発言及びご回答を踏まえると、今後、市場検証会議において NTT グループの共同調達について検証頂けると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林座長代理による「現在、NTT グループの共同調達を巡る議論が進行中であると承知している。NTT グループの共同調達をめぐる議論は、市場の活性化が期待される一方で、公正競争を確保する観点から通信市場の設備競争をめぐる議論等に関係し得るため、必要に応じて、検証会議としても、その検討会の議論状況などを情報共有できるよう、かつ検証会議が共同調達の継続的なモニタリングに協力できるよう、お願いしたい。」(第 18 回市場検証会議議事概要 P. 5) とのご発言。 ・ 上記問いに対し、事務局より「共同調達をめぐる状況については、NTT グループの共同調達に関する検討会で議論を進めているが、その中で例外的に認めることになるだろうと先の電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会でご答申頂いている。これを踏まえて、検証会議にも情報提供したり、場合によっては業務の適正性の関係で検討頂いたりする可能性があると考える。」(第 18 回市場検証会議議事概要 P. 6) とのご回答。 <p>現在、NTT グループの共同調達については「NTT グループにおける共同調達に関する検討会」において議論が進められており、今後「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(以下、「共同調達指針」)が策定され、それに沿って共同調達が実施される見込みです。</p> <p>共同調達指針の遵守状況については、共同調達指針に基づき総務省殿により事後検証が行われますが、第三者による検証可能性の確保に加え、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(2019 年 12 月 17 日 情報通信審議会)で例外的に認められた際の前提環境が変化していないか通信市場全体を俯瞰してモニタリングするためにも、市場検証会議での議論は非常に重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>だきます。</p>	
<p>意見 3-1-5 固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体に事業者変更機能を拡大することも検討すべき。また、高額な撤去工事費が公正競争の阻害要因となっていないかどうか固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体を対象と</p>	<p>考え方 3-1-5</p>	

した検証が必要。		
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 P.173 (2) 今後取組むべき課題等 また、令和元年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなった。令和元年度の市場検証においては、「事業者変更」の開始によって固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかった（利用者における「事業者変更」の認知度も低調であった。）が、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視する必要がある。</p> <p><意見> 固定系ブロードバンドサービスには、年次レポート「第1編 電気通信市場の分析 1 分析対象市場（市場画定）」P.1の【サービス市場】にもあるとおり、FTTH（NTT東西殿サービス卸（光コラボ事業者）・接続事業者・自己設置事業者）のみならず同様のサービス特性をもつCATVも含まれるため、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について検証を行うことに賛同します。</p> <p>「事業者間変更」については、大きな変化が生じたといったような状況が確認されなかったとされていますが、このことは、当該機能の提供範囲が現状光コラボ市場に限定されていることが影響しているものと考えます。今後固定系ブロードバンド市場の流動性をより高めていくには、先のとおり、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体に事業者変更機能を拡大することも検討すべきと考えます。</p> <p>また、自己設置事業者や接続事業者においては、「第2章固定系データ通信 第1節 固定系ブロードバンド市場（小売市場）」P.100の⑥「スイッチングコスト」にあるように高額な撤去工事費を設定する事業者が存在します。乗換え促進にあたっては、これらのスイッチングコストの補填が必要であり、撤去工事費がキャッシュバックを押し上げる要因になっているのではないかと考えます。</p> <p>このため、これら的高額な費用が公正競争の阻害要因となっていないかどうか固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体を対象とした検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-6 携帯電話サービスとのセット割は事業者変更を制約している要因ではない。また、固定系ブロードバンド解除時の違約金等については、固定ブロードバンド市場における競争上の課題を整理・分析した上で、仮に市場を歪める要因となっている事柄がある場合に、必要最小限の範囲に限って政策議論すべき。</p>	<p>考え方3-1-6</p>	

<p>第3編 電気通信市場の検証</p> <p>1 固定系通信に関する市場の検証</p> <p>P. 173</p> <p>(2) 今後取り組むべき課題等</p> <p>このほか、今年度の利用者アンケートにおいては、一部の利用者において、FTTH サービスの選択に当たり、携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在が利用者の選択（再選択）に与える影響について把握・分析する必要がある。</p> <p><意見></p> <p>携帯電話サービスとのセット割は、複数商材を利用するお客様への一般的な割引であり、セット割の解消に対しては違約金も一切存在しないため、事業者変更を制約している要因ではないと考えます。</p> <p>また、固定系ブロードバンドサービスについては、以下のような点においてモバイルサービスとは性質が異なるため、サービス解除時の違約金等については、移動系通信市場の規制を単純に当てはめるのではなく、固定ブロードバンド市場における競争上の課題を整理・分析した上で、仮に市場を歪める要因となっている事柄がある場合に、必要最小限の範囲に限って政策議論すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開通・撤去といったお客様宅での作業等物理的な工事が発生するため、即時の切り替えが難しいこと ・ 乗り換え（＝競争）の促進には、乗り換え先事業者において、撤去工事費等の負担（キャッシュバック含む）を実施することにより、収益の黒字化に一定の契約期間が必要となるケースが多いこと ・ 特に光コラボモデルの事業者においては、卸料金の負担が大きく、1回線あたりの利益が少ないため、収益の黒字化に長期間を要すること ・ 総務省殿の過去のタスクフォースにおいて、「携帯電話サービスは、端末機器がパーソナルな持ち物であり、定期的買い換えサイクルが訪れる等の特徴により、乗換えの制限に係る利用者からの不満が特に強いとの指摘がある」旨、固定ブロードバンドサービスとは異なる性質があるとの整理がなされていること <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-7 各種のスイッチングコストの存在が利用者の選択（再選択）に与える影響のみの把握・分析ではなく、FTTH市場の競争に与える影響についても把握・分析すべき。新たな規制により、自ら設備投資を行って市場参入している自己設置・接続の事業者の市場撤退を促すことにならないよう、競争環境に与える影響につい</p>	<p>考え方3-1-7</p>	

<p>でも慎重に議論することが必要。</p>		
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 P. 173 (中略)</p> <p>このほか、今年度の利用者アンケートにおいては、一部の利用者において、FTTH サービスの選択に当たり、携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在が利用者の選択（再選択）に与える影響について把握・分析する必要がある。</p> <p><意見> FTTH アクセスサービスにおけるスイッチングコストについては、「競争ルールの検証に関するWG」で議論されておりますが、今後の分析にあたっては、各種のスイッチングコストの存在が利用者の選択（再選択）に与える影響のみの把握・分析ではなく、FTTH 市場の競争に与える影響についても把握・分析すべきだと考えます。</p> <p>本年次レポート（案）「【図表 I - 15】 FTTH の提供形態別の契約数の推移」をみると、卸電気通信役務が自己設置・接続を上回り、近年ではその差がさらに広がっています。</p> <p>FTTH では、自己設置・接続・卸のバランスをとる競争政策が重要であると考えており、新たな規制により、自ら設備投資を行って市場参入している自己設置・接続の事業者の市場撤退を促すことにならないよう、競争環境に与える影響についても慎重に議論する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

3-2 移動系通信に関する市場の検証

<p>頂いた御意見</p>	<p>頂いた御意見に対する考え方</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>意見3-2-1 政策議論について、一定の注視期間を設けた上で、適切な効果検証を行うことを要望。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 P. 175～ 全般</p>	<p>・引き続き、市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施することとしています。</p>	<p>無</p>

<p><意見> 移動系通信市場に関しては、ここ数年毎年政策議論がなされ、議論の結果、求められた事項について都度事業者等が対応していますが、各対応が完了する以前に新たな議論が開始される等、対応した状態を適切に見極めた効果検証を経ずして追加規制の検討がなされている状況です。現在も「競争ルールの検証に関するWG」にて、昨年改正された電気通信事業法の効果等が検証されており、制度改正による効果の正当な評価抜きに追加規制等の政策議論が行われていますが、現時点で更なる追加規制が真に効果的かどうか判断するには時期尚早であると考えます。</p> <p>今後も、市場構造や環境の変化に応じた議論が必要ではあるものの、度重なる政策議論や行政による市場介入の結果として、事業運営の安定性が損なわれるのみならず、消費者の混乱も生じかねません。</p> <p>従って、政策議論については、一定の注視期間を設けた上で、適切な効果検証を行って頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-2-2 MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には早期に制度的対応がなされることを要望。また、通信に付帯するサービスが公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要。</p>	<p>考え方3-2-2</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 (略) サブブランドの契約数を加えて各者のシェアをみると、ワイモバイルのシェアは、他のMVNO事業者のシェアと比較して依然としてかなり大きいものの、減少傾向にある。UQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天モバイルのシェアを下回っている。</p> <p>(略) ポイントサービス等の存在が、携帯電話サービスの切り替えの際のスイッチングコストとなる可能性もある。</p> <p><意見> ・MVNO間の競争状況について、サブブランドの契約数を加えた各社のシェアは、ワイモバイル、楽天モバイル、UQコミュニケーションズの順であり、このままシェアが拡大していくと、独立系MVNOは淘汰され、MVNO市場も再びMNOグループによる協調的寡占状態となるおそれがあると考えます。協調的寡占状態となると、料金が高止まりするなど、最終的には利用者利便を大きく損なうことが懸念されます。</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。 ・ポイントサービスや決済サービス等、通信に付帯するサービスが公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要であると考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-2-3 サブブランドについてはその実態を把握するために、より詳細なデータの抽出・分析を行うことが必要。</p>	<p>考え方3-2-3</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等</p> <p><意見> 「楽天モバイルによるMNOサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による5Gサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証する必要がある。」に賛成します。 特にMNO事業者におけるサブブランドの提供については移動系通信市場におけるMNOグループによる寡占を促進することから競争阻害的な取り組みであると考えます。よってサブブランドについてはその実態を把握するために、より詳細なデータの抽出・分析を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見3-2-4 改正電気通信事業法及び楽天モバイルによるMNOサービスの開始等多角的に分析し、市場構造の変化を把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証することは公正な競争環境の確保に資する。</p>	<p>考え方3-2-4</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 (略)</p> <p>令和元年10月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律が施行された。このほか、楽天モバイルによるMNOサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による5Gサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>的な行為の有無について検証する必要がある。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正電気通信事業法、及び楽天モバイルによるMNOサービスの開始、5Gサービスの開始など多角的に分析し、市場構造の変化を把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証することは公正な競争環境の確保に資すると考えるため賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-2-5 まずはポイントサービスや決済サービスに関する実態調査を行って市場の状況・特性を把握することが必要であり、電気通信事業分野への影響分析については、そうした市場の状況・特性を踏まえて行うべき。</p>	<p>考え方3-2-5</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 P.176 (中略)</p> <p>また、一部の電気通信事業者（又はそのグループ内事業者）においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところである。ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。</p> <p><意見></p> <p>ポイントサービスや決済サービス等については、利用場所やキャンペーンの有無等によって複数のポイントサービスや決済サービス等を使い分けることが一般的であると考えており、また、そうした複数のポイントサービスや決済サービス等を使うことは、電気通信事業者の通信役務契約によって制限されているものではないと考えます。</p> <p>実際に、本年次レポート（案）「【図表I-58】日頃の買物の際に最も利用しているポイントサービス」や、「【図表I-62】携帯電話端末を用いた決済サービスの利用状況」を見ると、“最も利用した”サービスということであっても、各社の利用者は、自社のポイントサービス・決済サービス以外のサービスも多く選択している状況となっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、まずはポイントサービスや決済サービスに関するプレーヤーや市場構造の把握、利用者による複数サービスの選択状況やサービスを選択する際に障壁があるかどうかなど、実態調査を行って市場の状況・特性を把握することが必要であり、電気通信事業分野への影響分析については、そうした市場の状況・特性</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

を踏まえて行うべきだと考えます。

【KDDI 株式会社】

4. 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの状況について
(該当意見なし。)

Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和2年度)(案)」関係

■ 意見募集期間 : 令和2年7月9日(木)から令和2年8月7日(金)まで

■ 意見提出数 : 9件 (法人:8件、個人:1件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

1	個人
2	楽天モバイル株式会社
3	日本電信電話株式会社
4	株式会社オプテージ
5	東日本電信電話株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	西日本電信電話株式会社
8	株式会社ジュピターテレコム
9	KDDI株式会社

**「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和２年度）（案）」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場内における事業者間の競争や利用者利益の保護に着目し、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組が、他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点にも着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要。また、現行の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証すべき。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しております。ユーザが通信に求める価値観の変化等を踏まえ、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G を通じて、異業種も含めた様々なプレイヤーが情報通信市場に相次いで新規参入しているところです。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、遠隔教育やテレワーク、オンライン診療等、他の産業分野の活動を支える通信サービスが広く利用されるようになりました。アフターコロナの時代には、リモート型社会が定着し、これまでの想定よりも早期に、通信と他の産業が結びついていくことになると考えます。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイ</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

ヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。

そのため、政府においては、情報通信市場内における事業者間の競争や利用者利益の保護に着目することに加えて、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点にも着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要であり、そうした市場の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと思います。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルールや移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと思います。

【日本電信電話株式会社】

ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォン・タブレットの普及、無料通話アプリの台頭等により、産業構造の変容やライフスタイルの様々な変化が起こる中で、利用者の選好の中心はコンテンツやアプリケーション、端末に移行し、固定や無線といった通信サービスの区分を意識することは少なくなっています。

また、通信サービスの活用は、現時点、遠隔教育やテレワーク、オンライン診療等、様々な産業分野に拡大しており、更に、5G・IoT・ビッグデータ・AI といった技術が具体的なサービスとして広く実用化されることで、あらゆる産業分野にその活用が拡がるのが想定されます。

こうした中、情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進させ、あらゆる産業分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることにより、日本経済の活性化、国民生活の利便性の向上、人口減少・災害等の深刻化する社会的課題の解決等を可能とする Society5.0 等の実現が求められています。

そのため、政府においては、情報通信市場内における事業者間の競争を通じた利用者利益の保護に着目することに加え、通信事業者やグローバルな OTT プレイヤーを含む多様なプレイヤーの取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献していくかについても着目した上で、情報通信市場の動向を広く検証していくことが必要であり、そうした市場の成長・発展に資する取組みを後押しいただきたいと思います。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制

<p>やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見0-2 どのような状態であれば公正な競争環境が確保され、自由競争が有効に機能している状態と見るのか等について具体的な判断指標を明確にした上で、分析・検証してほしい。さらに、NTTグループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況についても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTTドコモとNTT東西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大することが必要。NTT東西が公社時代の資産をNTTグループ全体の利益最大化のために他分野の事業用途に優先利用することが、電気通信事業分野における競争事業者の事業展開に影響を及ぼしていないか等についても分析・検証が必要。また、NTT東西が、ボトルネック設備を保有し固定系通信市場における独占的な立場を利用して、製造業者に対して不当な規律・干渉を行うことがないか、継続的な検証が必要。</p>	<p>考え方0-2</p>	
<p>はじめに</p> <p>これまでの電気通信事業分野における市場検証は、平成26年12月の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」情報通信審議会答申（以下、2020答申）において示された「自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、＜略＞市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させる」との方向性に基づき策定された基本方針の下、進められてきました。</p> <p>令和元年度以降の検証において、新たに『電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）』が策定されましたが、<u>本市場検証の趣旨はこれまでと変わりがないものと認識しております。</u></p> <p>今般、当該方針に基づき、令和元年度の市場動向の分析が、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や事業者・利用者へのアンケート、事業者へのヒアリング等により得られた広範な各種データ等を基に行われたところですが、これまで累次の公正競争を確保するための各種施策を踏まえ、<u>どのような状態であれば公正な競争環境が確保され、自由競争が有効に機能している状態とみるのかなどについて具体的な判断指標を明確にしたうえで、分析・検証していただきたいと考えております。</u></p> <p>例えば、FTTH市場の市場検証において消費者へのアンケートが実施されていますが、なぜそのような設問により検証をすることに至ったのか、また、どのような要因と因</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

果関係があり、そのようなアンケート結果となったのか等、具体的な内容は不明なまま「携帯電話サービスとのセット割」の存在やスイッチングコスト（事務手続の面倒等）の存在により最適なサービスを選択できていない等の一面のアンケート結果のみを捉えて、規制の必要性があるかのように「今後取組むべき課題等」としてまとめられています。

固定通信分野では、加入光ファイバ等の設備にボトルネック性があることに着目し、接続料や接続条件の公平性、透明性等を確保するための接続制度（第一種指定設備制度）が整備されるとともに、政策的にサービス卸が導入されたことで、自己設置・接続に加え、卸での新規参入を促し、市場全体の中でサービスの多様性を確保する施策が打ち出されてきました。

本来は、こうした FTTH 市場に対して取られてきた累次の施策によって、お客様に様々な選択肢を提供し、お客様の利便性向上という政策目的が達成できているのかを確認し、仮に達成できていないのであれば、何が課題でどのような原因が想定されるのか等、調査目的を定めたうえで、分析・検証していくことが重要であると考えます。

5G/IoT 時代に向けて、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモが NTT グループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業（資本系列外）と産業横断的に取引関係を強化していくことが考えられることから、今後の市場分析・検証にあたっては、非電気通信事業者（NTT グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきであり、これらの検証の結果、グループ内外との企業との連携が公正競争に広く影響を及ぼす恐れがある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引にも拡大する必要があると考えます。

例えば、NTT が 2030 年度までに自前の発送電網を整備し、再生可能エネルギー事業に本格参入する旨の報道がなされています。エネルギー事業を統括する NTT アノードエナジーが中核となり発電事業を拡大し、全国約 7,300 の NTT 東・西の電話局を「ミニ発電所」と見立て再生エネルギーの受け皿となる蓄電池を配備するほか、洋上風力発電の整備も備えるというものです。

一方、電気通信事業分野では、5G 時代においては、低遅延サービスの実現のためエッジコンピューティング技術を用い、端末に近いキャリア設備（局舎等）へのサーバ等の設置（コロケーション）が必要となると考えられることから、全国規模の NTT 東・西の局舎リソースの重要性が増大し、5G 時代における競争力の源泉となる可能性があります。

政府出資の NTT 東・西は電電公社の独占時代より全国津々浦々の局舎を保持してい

ますが、競争事業者がこれと同等の設備を一から構築することは困難です。NTT 東・西が、電気通信事業を行うことを目的として継承した公社時代の国民的資産を、NTT グループ全体の利益最大化のために他分野の事業用途に優先利用することが、電気通信事業分野における競争事業者の事業展開に影響を及ぼしていないかなどについても分析・検証が必要であると考えます。

また、NTT は 2030 年頃、光技術で既存技術の 100 倍規模のデータ伝送容量、低遅延の能力の実用化を目指す IOWN 構想を推進するため、国内外の様々な業種の企業と業務提携や資本提携等を進めておりますが、これらの相手先には電気通信設備の製造業者も含まれております。

現在、IOWN 構想の中核企業に位置する NTT 東・西には、禁止行為規制が課されており、電気通信設備の製造業者若しくは販売業者への不当な規律・干渉が禁止されています（電気通信事業法第 30 条第 4 項第 3 号）。今後、IOWN 構想等を実現していく中で、ボトルネック設備を保有し固定系通信市場における独占的な立場を利用して、製造業者に対して不当な規律・干渉を行うことが無いか、継続的な検証が必要になると考えます。

なお、今後の検証においては、固定系・移動系両通信市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、分析と評価を慎重に進めていただきたいと思います。

【KDDI 株式会社】

1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

1-1 電気通信事業分野における市場動向の分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-1 報告規則に基づく報告や市場検証におけるアンケートについては、 <u>必要最低限なものとする</u> とともに、 <u>事業者の作業負担に対して十分な配慮が必要</u> 。	考え方 1-1-1	
総務省報告の項目は年々数を増しており、報告対象事業者における報告対応の作業負担は非常に大きいものとなっています。報告規則、市場検証によるアンケートについては、 <u>必要最低限なものとしていただく</u> とともに、 <u>余裕のある期日を設定して事業者が十分な時間をかけて対応できるようにする</u> 等、 <u>事業者の作業負担に対して十分な配慮が必要だ</u> と考えます。	・今後とも、市場検証等を実施するに当たっては適切に対応することとしています。	無

(1) 固定系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-1-1 平均実効通信速度の業者間(卸と被卸)、PPPoE と IPoE 業者間、年次変化の分析をすることを計画に盛り込んでほしい。	考え方 1-1-1-1	
意見；年次計画(令和2年度)も、FTTH 計画の中に、平均実効通信速度の業者間(卸と被卸)、PPPoE と IPoE 業者間、年次変化の分析をすることを計画に盛り込んで下さい。 理由：近年、FTTH サービスの実際通信速度が、1 Gbps 最大メニューで 50-250Mbps に落ち込んでいます。5年前は、500-600Mbps でした、あまりにも落ち込みが大きいです。ユーザからの意見で、満足が多数だから、速度落ち込みを問題にしない、それは行政正義ではないです。設備投資がされていないから、輻輳で速度が下がっていないか？卸値が安値で投資できないのか？エンドユーザ料金は、下がっていない、でも、光コラボ多数業者が儲けているのか？公正な判断をするためにも、データの公開は必要です。 【個人】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-1-1-2 提供形態別の FTTH の競争状況等といった観点でも市場動向を分析することを要望。	考え方 1-1-1-2	
・令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況等を踏まえ、引き続き、固定系通信分野における市場動向を分析することに賛同いたします。 ・なお、これまで固定系通信市場においては、自己設置事業者と多数の接続事業者や卸事業者との間で競争が進展し、低廉な料金、多様なサービスが創造され、利用者利便も向上してきたと考えております。このため、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の FTTH の競争状況等といった観点でも市場動向を分析いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-1-1-3 サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について検証を行うという方向性に賛同。	考え方 1-1-1-3	
前述の「電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート(案)」に対する意見「第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 P.173 (2) 今後取組むべき課題等」のとおり、固定系ブロードバンドサービスに関しては、各種 FTTH サービス(NTT 東西殿サービス卸(光コラボ事業者)・接続事業者・自己設置事業者)と CATV サービスは同等のサービス特性を有し、同一市場で競争を行っています。従って、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供	・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。	無

<p>する事業者を含めた競争状況について検証を行うという方向性に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-1-4 NTT 東西の FTTH 市場における市場支配力が NTT ドコモに移転していないかという観点から重点的に分析・検証すべき。加えて、NTT 東西のサービス卸の提供条件やガイドライン遵守状況等について重点的に分析・検証してほしい。</p>	<p>考え方 1-1-1-4</p>	
<p>ボトルネック設備を保有する卸元の NTT 東・西のグループ会社である NTT ドコモ（ドコモ光）について、NTT 東・西の FTTH 市場における市場支配力が NTT ドコモに移転していないかの観点で重点的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>令和元年 7 月から NTT 東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入されました。令和元年度の市場検証レポート（案）においては、『事業者変更』の開始によって固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかった」とありましたが、引き続き、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争が激化することが懸念されています。NTT 東・西がサービス卸先の事業者に提供する販売奨励金等及び卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、特に NTT ドコモに対する販売奨励金等の実施状況を重点的に分析し、あわせて、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証していただきたいと考えます。</p> <p><分析視点></p> <p>○世帯の光化が進展していく中で、NTT 東・西の顧客基盤がドコモ光に移行し、NTT 東・西の市場支配力が NTT ドコモに移転していないか。</p> <p>○NTT 東・西がサービス卸を提供する中で、NTT ドコモに対する優遇が生じていないか。</p> <p>○NTT 東・西と NTT ドコモの関係強化が市場に悪影響を及ぼしていないか。 その関係強化が、実質的に現行の禁止行為規制に抵触する NTT 東・西と NTT ドコモとの共同営業になっていないか。 NTT 東西の目的達成業務（取次）の運用が、禁止行為規制の潜脱行為の温床になっていないか。</p> <p><確認すべき事実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツからの転用による NTT ドコモへの移行件数の推移 ・ FTTH 小売市場におけるドコモ光シェアの推移 ・ 1992 年の NTT ドコモの分離実施要件の履行状況 ・ NTT 東・西と NTT ドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 ・ 卸元の NTT 東・西が出す奨励金（グループ内（NTT ドコモとそれ以外）／グループ 	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

外) ・ 卸先が出すキャッシュバックの額 【KDDI 株式会社】		
--	--	--

(2) 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-2-1 サブブランドについてはその実態を把握するために、より詳細なデータの抽出・分析を行うことが必要。具体的には、解約を希望する利用者に対する引止めの際して、同グループ内のサブブランドへ誘導する等の行為についての検証・評価を希望。	考え方 1-1-2-1	
「楽天モバイル株式会社による MNO サービスの提供開始、一部移動系通信事業者による 5G サービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI 等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極めることとする。」に賛成します。 特に MNO 事業者におけるサブブランドの提供については移動系通信市場における MNO グループによる寡占を促進することから競争阻害的な取り組みであると考えます。よってサブブランドについて、より詳細なデータ抽出・分析を行うことが必要と考えます。具体的には、解約を希望する利用者に対する引止めの際して、同グループ内のサブブランドへ誘導する等の行為について検証・評価いただくことを希望します。 【楽天モバイル株式会社】	・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-1-2-2 多角的に分析し市場構造の変化を把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証することに賛同。	考え方 1-1-2-2	
・ 改正電気通信事業法、及び楽天モバイルによる MNO サービスの開始、5G サービスの開始など多角的に分析し、市場構造の変化を把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証することは公正な競争環境の確保に資すると考えるため賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見 1-1-2-3 政策議論について、一定の注視期間を設けた上で、適切な効果検証を行うことを要望。	考え方 1-1-2-3	
前述の「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート（案）」に対する意見「第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 P.175～ 全般」のとおり、政策議論については、一定の注視期間を設けた上で、適切な効果検証を行って頂くことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

(3) その他留意すべき事項

<p>意見 1-1-3-1 MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあることなどを踏まえ、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析を行うことを要望。また、MNO コラボ事業者における固定通信サービスの割引・キャッシュバック等が公正競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題となるような行為が把握された場合には、早急に適切な措置を講じてほしい。</p>	<p>考え方 1-1-3-1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析することに賛同いたします。 ・ なお、NTT 東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。 ・ 仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野において料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性があります。将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析等に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析を行うことを要望いたします。 ・ なお、移動系通信市場においては、改正法により通信料金と端末代金の完全分離等の制度整備がなされ、過度な端末購入補助を抑制する措置が実施されたと認識しております。この点、今後 MNO コラボ事業者においては、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、問題となるような行為を把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オペテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 1-1-3-2 電気通信市場全体における国内企業間の連携や国内企業保護の動きに伴う国内通信市場やサービス等への影響を市場検証会議の場で分析することを要望。</p>	<p>考え方 1-1-3-2</p>	
<p>昨今、電気通信市場全体として国内企業間の連携や国内企業保護の動きが活発化しています。国内機器メーカーの国際競争力強化や安全性・信頼性、供給安定性確保を目的とした動きである一方、機器等の仕様が国内独自仕様に固定化するなどし、品質、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>サービス及び価格等の面でグローバル基準と乖離し、結果として利用者に対して不利益をもたらす可能性も危惧されます。</p> <p>従って、電気通信市場に関して専門的な観点から検証を行う市場検証会議の場で、客観的かつ多角的なモニタリングと検証を通じ、上記の動きに伴う国内通信市場やサービス等への影響を分析頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-3-3 NTT グループ全体の総合的事業能力が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で分析と評価を進めてほしい。グループ化や事業者間の連携状況について把握を行い、競争に与える影響の有無について分析を行う場合は、独占禁止法の考え方に基づき行うべき。また、巨大グループにおけるグループ内企業の一体化が電気通信市場全般の競争に与える影響が大きいと考えられることから、特に共同調達及びローカル 5G について継続的かつ長期的に分析すべき。</p>	<p>考え方 1-1-3-3</p>	
<p>「はじめに」で述べたとおり、NTT グループが一体的な事業運営を行うと、NTT 東・西や NTT ドコモといったグループの巨大な顧客基盤が結合し、その顧客基盤が、NTT 東・西の保有する線路敷設基盤や光ファイバ等の不可欠設備や 900 社を超える関連会社とのグループ内連携による事業能力と合わさり、NTT グループ全体で、強大な総合的な事業能力を発揮することになります。5G/IoT 時代では、そうしたグループ内連携が広く行われ、よりグループの総合的な事業能力が発揮されやすい市場環境となることから、市場検証においては、これまで以上に NTT グループ全体の総合的事業能力に対する検証が重要になります。</p> <p>固定系・移動系両通信市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的な事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、引き続き、分析と評価を慎重に進めていただきたいと考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業者におけるグループ化や事業者間の連携状況についても把握を行い、各市場における競争に与える影響の有無について分析を行う」場合は、平成 29 年度のグルーピングの方法と同様、独占禁止法の考え方に基づき、行うべきと考えます。</p> <p>また、平成 29 年度におけるグループ化の動向に係る分析は、(1) グループごとの競争状況等、(2) 事業者間連携サービスの状況、(3) グループ化に対する利用者の認識、(4) 電気通信事業分野における企業結合の状況の 4 つの項目に基づき、分析結果が整理されましたが、昨今の電気通信分野におけるグループ化を強める動きとしては、企業結合よりもむしろ規制緩和等による巨大グループにおけるグループ内企業の一体化（実質的な 1 社化）の方が、電気通信市場全般の競争に与える影響が大きいと考えられることから、特に以下の項目を継続的且つ長期的に分析すべきと考えます。</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

共同調達について

今年3月より、「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」が設置され、NTTグループにおける共同調達の在り方について議論されてきました。

今年7月、本検討会での検討を踏まえ、NTT及びNTT東・西（以下、「NTT等」という。）とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア（以下、「分離会社」という。）との間における共同調達に関し、その基本的考え方、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化することを目的とした「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」案が公表されましたが、必要な報告・検証・公表を通じて継続的に公正競争に与える影響について検証し、適正性・透明性等を確保していくことが重要であると考えます。

特に、総務省が行う検証については、外部からの検証可能性も確保可能となるよう、電気通信市場検証会議における「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の中で分析・評価されるべきだと考えます。また、極力詳細なデータをもって検証が行われるべきと考えます。

事後検証の例)

- ・特定の資材において、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が高く、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあるものがないか
- ・NTT等と分離会社が実質的な共同調達を実施したにもかかわらず、共同調達比率を低く見せかけるために、共同調達としてカウントしないとといった潜脱的な行為が行われてないか
- ・NTTグループ内の共同調達のマッチング率と他事業者との共同調達のマッチング率を比較した場合に大きな乖離があるなど、NTTグループ内の共同調達のみを有利に成立させる行為やファイアーウォールが実質的に機能していないことが疑われる行為がないか
- ・ローカル5Gにも利用される無線通信装置・機器（無線基地局、固定無線通信端末等）については、NTT東・西とNTTドコモによる共同調達によって、CATV事業者等ローカル5Gを担う地域の主体の競争排除につながっていないか など

ローカル5Gについて

禁止行為規制を受けるような支配的事業者のNTT東・西がローカル5Gの免許人として参入すれば、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されるため、速やかにその市場参入状況や他事業者との連携状況等について分析・検証すべきと考えます。

加えて、「ローカル5G導入に関するガイドライン」の遵守状況についてもしっかりと検証すべきと考えます。

【KDDI株式会社】

意見1-1-3-4 通信サービスに付帯して提供されるサービスについて把握し、

考え方1-1-3-4

公正競争の確保に課題が生じていないか分析することに賛同。		
<p>・ポイントサービスや決済サービス等、通信サービスに付帯して提供されるサービスについて把握し、公正競争の確保に課題が生じていないか分析することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オペテージ】</p>	<p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見1-1-3-5 まずはポイントサービスや決済サービスに関する実態調査を行って市場の状況・特性を把握することが必要であり、電気通信事業分野への影響分析については、そうした市場の状況・特性を踏まえて行うべき。	考え方1-1-3-5	
<p>ポイントサービスや決済サービス等については、利用場所やキャンペーンの有無等によって複数のポイントサービスや決済サービス等を使い分けることが一般的であると考えており、また、そうした複数のポイントサービスや決済サービス等を使うことは、電気通信事業者の通信役務契約によって制限されているものではないと考えます。</p> <p>実際に、本年次レポート（案）「【図表I-58】日頃の買物の際に最も利用しているポイントサービス」や、「【図表I-62】携帯電話端末を用いた決済サービスの利用状況」を見ると、“最も利用した”サービスということであっても、各社の利用者は、自社のポイントサービス・決済サービス以外のサービスも多く選択している状況となっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、まずはポイントサービスや決済サービスに関するプレーヤーや市場構造の把握、利用者による複数サービスの選択状況やサービスを選択する際に障壁があるかどうかなど、実態調査を行って市場の状況・特性を把握することが必要であり、電気通信事業分野への影響分析については、そうした市場の状況・特性を踏まえて行うべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無

1-2 IoT 向け通信サービスの提供状況の把握、競争状況の評価に向けた情報収集・考え方の整理

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-2-1 IoT 向け通信サービスに係る取引実態について引き続き競争状況の評価を実施することに賛同。	考え方1-2-1	
<p>・IoT 向け通信サービスに係る取引実態について、引き続き競争状況の評価を実施することは IoT 向け通信サービス市場における公正競争の確保に資するため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オペテージ】</p>	<p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見1-2-2 IoT 向け通信サービスについては、現時点において、性急に競争状況の評価を実施するよりも、まずは、非電気通信事業者も含めた市場の実態把握を行うことが重要。今後の IoT 市場の分析等を行う場合は、NTT グループの総合的な事	考え方1-2-2	

業能力に対する分析・検証、通信モジュールに対する禁止行為規制の重要性の高まりへの対応という観点について対応が必要。		
<p>IoT 向け通信サービスにおいては、医療・教育・行政・交通・社会インフラ等の様々な分野・産業との異業種連携により、新たなサービスやビジネスモデルが創出されています。このような多方面との多様な連携の推進や、事業者の創意工夫を促し、M2M や IoT などのイノベーションを牽引していくモバイル市場においては、事業者には過度な報告規則等の義務を課すのではなく、最小限の規律の中で活発に競争できる環境であることが重要です。</p> <p>令和元年度の分析では、IoT 市場が黎明期であることを踏まえ、IoT 向け通信サービス（及びその補完サービス）に係る取引実態について情報収集し市場の動向・状況等を確認しましたが、令和2年度においても黎明期であることは変わらず、現時点において、多種多様なサービスを展開している IoT 向け通信サービスについては性急に競争状況の評価を実施するよりも、まずは、どのようなユースケースがあるのか幅広く多面的に状況を把握し、市場の全体像を的確に捉えることが重要だと考えます。</p> <p>また、令和元年度の市場検証レポート（案）において、「通信事業者が、自社の提供する『IoT 向け通信サービス』の取引を拡大する上では、通信レイヤー以外の事業者（で IoT サービスの利用者に訴求力のあるサービスを提供する者）と連携することが非常に重要であると考えられる。」とある通り、様々な分野・産業との異業種連携においては、電気通信事業者からの回線提供のみならず、デバイス、センター設備、保守などのサポートサービスやデータ分析を含むビジネスモデルの提案等、お客様の利用用途に合わせて提供されているのが実態です。それらを行うベンダー等のトータルソリューションも重要な役割を担っています。実態把握を進める際には、電気通信事業者に閉じず、幅広く、非電気通信事業者も対象として多面的に実態把握を行うことが重要であると考えます。</p> <p>なお、前述のとおり、IoT 向け通信サービスについては未だ黎明期であることから、市場の全体像を的確に捉えることが重要だと考えますが、NTT グループについては、公社時代からの資産（ボトルネック設備・不動産・局舎等、営業基盤、研究開発等）等を背景とした NTT グループの総合的事業能力が、B2B2X のビジネスモデルにおけるセンターBとの連携において、圧倒的に優位であることから、これらが他の通信事業者にとっての参入障壁とならぬように必要に応じて対応を検討することが必要と考えます。</p> <p>具体的な例として、e スポーツ事業で局舎・不動産アセットを活用、エネルギー事業で全国の局舎を活用し配電網を構築、街づくり事業で局舎等の不動産アセットを活用等があり、NTT グループは、このように公社時代からのアセットをフルに活用したグループ会社との連携により、他社が追随困難なサービスを提供することが可能です。</p> <p>このため、今後の IoT 市場の分析等を行う場合は、以下の観点について対応が必要と考えます。</p> <p>①NTT グループの総合的な事業能力に対する分析・検証</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>②通信モジュールに対する禁止行為規制の重要性の高まりへの対処（現状、通信モジュールは禁止行為規制の対象外）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1-1 NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していくことに賛成。解約受付窓口が適正に設置・運営されているかについても確認することを希望。</p>	<p>考え方2-1-1</p>	
<p>「NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく」に賛成します。苦情相談のうち契約解除に関する相談割合が高いこと、契約受付はオンラインでも行うにも関わらず、解約受付は電話のみとする事例もみられることから、解約受付窓口が適正に設置・運営されているかについても確認いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-1-2 固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体に事業者変更機能を拡大することも検討すべき。また、高額な撤去工事費が公正競争の阻害要因となっていないか否かについて、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体を対象とした検証が必要。</p>	<p>考え方2-1-2</p>	
<p>前述の「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート（案）」に対する意見「第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 P.173（2）今後取組むべき課題等」のとおり、今後固定系ブロードバンド市場の流動性をより高めていくには、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体に事業者変更機能を拡大することも検討すべきと考えます。</p> <p>また、当該市場における高額な撤去工事費が公正競争の阻害要因となっていないか否かについて、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者全体を対象とした検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-1-3 今後 MNO コラボ事業者において、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されることから、競争阻害等の行為が行われていないか注視し、問題行為を把握した場合には、早急に適切な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方2-1-3</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。 ・なお、移動系通信市場においては、改正法により通信料金と端末代金の完全分離等の制度整備がなされ、過度な端末購入補助を抑制する措置が実施されたと認識しております。この点、今後 MNO コラボ事業者においては、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、問題となるような行為を把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無
<p>意見 2-1-4 過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮すべき。</p>	<p>考え方 2-1-4</p>	
<p>「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認にあたっては、過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-2-1 接続料の算定根拠や予測と実績の乖離理由等の情報については、検証可能な情報が MVNO に開示されるよう引き続き検討することを要望。MVNO ガイドライン等で示された内容に従い、MNO が適切に対応しているか等を確認し、課題等が確認された場合には速やかに解決に向けた取組を行うべき。</p>	<p>考え方 2-2-1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・二種指定事業者におけるネットワークの提供条件等において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認することは MNO と MVNO 間での公正な競争環境の確保に資するため賛同いたします。 ・なお、二種指定電気通信設備制度において、将来原価方式の導入がなされたことは、MVNO の健全な競争環境の向上に資するものと考えます。また接続料の算定根拠や予測と実績の乖離理由等の情報については、適正性向上の観点から、検証可能な情報が MVNO に開示されるよう引き続き検討いただくことを要望いたします。 ・電気通信市場検証会議においては、MVNO ガイドライン等で示された内容に従い、MNO が適切に対応しているか等を確認いただくとともに、課題等が生じていることが確 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

<p>認された場合には、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
---	--	--

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-3-1 禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同。</p> <p>・市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇が行われた場合は、競争環境に大きな影響を与える蓋然性が極めて高いことから、禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>考え方2-3-1</p> <p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見2-3-2 電気通信事業法第30条で禁止されている電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉によって仕様の固定化等が生じていないか、より詳細な検証を実施すべき。例えば、仕様の固定化の有無について競争事業者や関連事業者にアンケートやヒアリングを実施する等の検証方法をとることが必要。</p> <p>昨今の国内企業連携の動きや IOWN 構想、仮想化技術等の次世代ネットワーク技術の進展に伴い、国内通信市場における市場支配的事業者の優位性が強まることにより、当該事業者の仕様に固定化される懸念や当該事業者による調達や製造業者への影響力行使が懸念されます。日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 殿」）からも、直近、「NTT は国内回帰で、信頼できる国や企業との構築を進める。（中略）既存部品の仕様は変えられないものの、5G 関係の部品などで検討する」等の発言※がなされています。（※2020年6月12日付け日経産業新聞より）</p> <p>このような流れの中で、電気通信事業法第30条で禁止されている電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉によって仕様の固定化等が生じていないか、より詳細な検証を実施すべきと考えます。</p> <p>例えば、年次レポート（令和元年度）P.205 参考6にあるような、NTT 東西殿の社内取組みや NTT 東西殿の契約の相手方及び競争事業者からの具体的指摘事項の有無に加え、仕様の固定化の有無について競争事業者や関連事業者にアンケートやヒアリングを実施する等の検証方法をとる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方2-3-2</p> <p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無

3. ワーキンググループにおけるモニタリングの実施

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1 既存顧客の困り込みにつながるおそれのある行為について、重点的に分析・検証を行い、競争上問題のある行為が見られた場合は、検証期間の途中であっても、制度改正を含めた対応を速やかに行うべき。</p>	<p>考え方3-1</p>	
<p>「電気通信事業分野における市場検証」を実施することにより、公正競争上の観点から、「改正法により講じた措置の効果や移動系通信市場に与えた影響、固定系通信も含めた競争環境等について、評価・検証」を行うことは有用と考えます。</p> <p>例えば以下のような既存顧客の困り込みにつながるおそれのある行為について、重点的に分析・検証を行い、公正競争上問題のある行為が見られた場合は、検証期間の途中であっても、制度改正を含めた対応を速やかに行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ SIMロックの設定 ▶ SIMカードにおいて使用可能な端末を制限するIMEIロックを施すこと ▶ 利用者の引止めの際に同グループ内のサブブランドへ誘導すること ▶ 固定回線の解約受付窓口を電話のみとすること <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2 市場検証のためのモニタリングにおいては、改めて電気通信市場の将来像を整理した上で、その検証の方法、目的、評価項目等を明確にし、俯瞰的な視点で分析・検証を行うことが必要。また、一定の注視期間を設けた上で、議論を行うことを要望。</p>	<p>考え方3-2</p>	
<p>電気通信市場検証会議は、年次レポート「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）」（概要）P.1にもあるとおり、以下のような目的から開催されている認識です。</p> <p>「事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、急速なICTの進展に伴う電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要である。総務省における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催する。」</p> <p>一方、今般の政策議論は、追加規制の十分な効果検証を経ずして断片的な状況把握のまま行われる等、電気通信市場の中長期的な将来像が明示されない状態で議論されている感が否めません。市場検証のためのモニタリングにおいては、改めて電気通信市場の将来像を整理した上で、その検証の方法、目的、評価項目等を明確にし、俯瞰的な視点で分析・検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>また、これまでの移動系通信市場のように、追加規制の十分な効果検証を経ずして断片的な状況把握のまま政策議論が行われないように、一定の注視期間を設けた上で、</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>議論を行って頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 3-3 国主導でインターネットトラヒック流通課題を解決するための取組が実施されていることを支持。「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」においては、様々なモニタリングを通じてコスト負担につながる議論が行われることを要望するとともに、今後、市場検証会議の場でもネットワークのコスト負担に関する検証がなされることを期待。</p>	<p>考え方 3-3</p>	
<p>年次計画(案)では令和元年8月公表の「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」を踏まえ、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」において、事業者の「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」、「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の対応状況や課題等について、引き続き評価・検証を実施する事とされております。</p> <p>増え続けるネットトラヒックへの対応は通信事業者にとって大きな課題であり、令和2年4月の「インターネットトラヒック流通効率化検討協議会」の新設等、国主導でインターネットトラヒック流通課題を解決するための取組が実施されていることを支持します。</p> <p>弊社は増加するインターネットトラヒックの大きな要因となっている映像サービスについて、OTT等の事業者も一定の負担をすべきと考えており、「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」(平成31年4月公表)において、インターネット上でサービスを提供するコンテンツプロバイダも「受益者」に含むという方向性が示されたことを高く評価しております。</p> <p>「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」においては、様々なモニタリングを通じてコスト負担につながる議論が行われることを要望するとともに、今後、市場検証会議の場でもネットワークのコスト負担に関する検証がなされることを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

4. 電気通信市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 4-1 利用者利便に関する検証では、トラヒックが急増傾向にあることと、料金の低廉化のみに着目すると結果的に利用者利便を損なうおそれがあることに十分留意してほしい。</p>	<p>考え方 4-1</p>	
<p>・公正競争環境が確保されているか、利用者利便が確保されているかといった観点から、検証を行うことに賛同いたします。なお、利用者利便に関する検証では、以下</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>の点を十分ご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHの需要の伸びが鈍化する反面、トラヒックは急増しており、今後も同様の傾向が継続すると予想されること ・このような状況下で料金の低廉化のみに着目することは、サービスレベルの維持・向上を阻害する等、結果して利用者利便を損なうおそれがあること <p>【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見4-2 「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況が継続すれば、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者が淘汰され、NTTが設備を独占するようになるのは明らか。</p>	<p>考え方4-2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が700者を超えるにも関わらず、サービス卸における2者のMNOの純増シェア比率は継続的に約8割程度を維持しており、さらには、事業者形態別契約数シェアでは2者のMNOの割合は約7割となっています。 ・これに加えて、FTTHの提供形態別の契約数の推移では、2018年度第1四半期に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 ・このような状況が継続すれば、設備競争事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者が淘汰され、NTTが設備を独占するようになるのは明らかです。 <p>【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見4-3 MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には早期に制度的対応がなされることを要望。</p>	<p>考え方4-3</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO間の競争状況について、サブブランドの契約数を加えた各社のシェアは、ワイモバイル、楽天モバイル、UQコミュニケーションズの順であり、このままシェアが拡大していくと、独立系MVNOは淘汰され、MVNO市場も再びMNOグループによる協調的寡占状態に回帰のおそれがあると考えます。協調的寡占状態となると、料金が高止まりするなど、最終的には利用者利便を大きく損なうことが懸念されます。 ・今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。 <p>【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見4-4 NTTグループの共同調達についても市場検証会議の議題として扱い、年次レポートにも検討結果を記載すべき。ただし、年次レポートでの取り扱いも令和3年度以降との認識。</p>	<p>考え方4-4</p>	

<p>NTT グループの共同調達、NTT 再編時に定められた禁止事項が、環境や状況変化を理由に「公正競争を阻害しない範囲で例外的に」認められたものです。そのため、指針の遵守状況や前提条件の変化については、市場検証会議という第三者的な場でも検証し、競争事業者の意見も取り入れつつ、ルールの適正性等について議論する必要があります。</p> <p>従って、NTT グループの共同調達についても市場検証会議の議題として扱い、年次レポートにも検討結果を記載すべきと考えます。</p> <p>ただし、共同調達計画については、NTT 殿から「NTT と NTT 東西は毎年度、事業計画の認可申請を行っていますが、その認可申請時に一言、共同調達を活用するという旨に触れることは可能であると思っております。」(NTT グループにおける共同調達に関する検討会 (第 3 回) 議事概要 P. 2) と、日本電信電話株式会社等に関する法律第 12 条の事業計画認可に含めると NTT 殿から自主的な宣言がなされたところであり、早くとも令和 3 年度の事業計画認可後の共同調達実施と考えられるため、年次レポートでの取り扱いも令和 3 年度以降との認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
---	--	----------

Ⅲ その他

案と無関係と判断されるものが 1 件ございました。